

# 目 次

第1	源泉徴収制度について	1
Ⅰ	源泉徴収制度の意義	1
Ⅱ	源泉徴収義務者	1
Ⅲ	源泉所得税及び復興特別所得税の納税地	2
Ⅳ	源泉徴収の対象となる所得の範囲	5
Ⅴ	源泉徴収をする時期	8
Ⅵ	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	9
Ⅶ	復興特別所得税の源泉徴収の概要	12
第2	給与所得の源泉徴収事務	13
Ⅰ	給与所得の課税標準	13
1	給与所得控除	13
2	給与所得者の特定支出控除	14
3	所得金額調整控除	15
Ⅱ	給与所得の範囲	16
1	特殊な給与の取扱い	16
2	現物給与の取扱い	22
Ⅲ	給与所得の収入すべき時期	39
Ⅳ	給与所得の源泉徴収に際して控除される各種控除	40
1	控除の種類	40
2	所得控除	42
3	控除の対象になるかどうかの判定時期等	59
4	税額控除	60
Ⅴ	給与所得者が源泉徴収義務者に提出する申告書	68
1	「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」	68
2	「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」	72
3	その他の申告書	72
4	申告書の電磁的方法による提供	73
5	申告書への個人番号の記載の特例	73
Ⅵ	給与所得に対する源泉徴収	74
1	賞与以外の給与に対する源泉徴収	75
2	賞与に対する源泉徴収	91
3	年末調整	98
Ⅶ	給与の支払明細書の交付	101
Ⅷ	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	101

第3	退職所得の源泉徴収事務	102
I	退職所得の課税標準	102
II	退職所得の範囲	103
III	退職所得の課税年分	108
IV	退職所得控除額の計算	109
1	通常の場合の勤続年数と退職所得控除額の計算	109
2	特殊な場合の勤続年数と退職所得控除額の計算	110
3	特殊な場合の勤続年数及び退職所得控除額の計算例 (普通退職の場合)	115
V	短期退職手当等に係る退職所得の課税標準の計算	119
1	短期退職手当等に係る退職所得の課税標準	119
2	短期退職手当等の範囲	121
3	短期退職所得控除額の計算	124
VI	特定役員退職手当等に係る退職所得の課税標準の計算	133
1	特定役員退職手当等に係る退職所得の課税標準	133
2	特定役員退職手当等の範囲	134
3	特定役員退職所得控除額の計算	137
VII	退職所得に対する源泉徴収	143
1	「退職所得の受給に関する申告書」	144
2	申告書の電磁的方法による提供	144
3	申告書への個人番号の記載の特例	144
4	「退職所得の受給に関する申告書」の提出があった 場合の源泉徴収	145
5	「退職所得の受給に関する申告書」の提出がなかった 場合の源泉徴収	153
VIII	退職手当の支払明細書の交付	153
IX	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	154
第4	公的年金等の源泉徴収事務	155
I	公的年金等の雑所得の金額	155
II	公的年金等の範囲	156
III	公的年金等の収入すべき時期	157
IV	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	157
V	公的年金等に対する源泉徴収	160
VI	公的年金等の支払明細書の交付	164
VII	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	164

第5	報酬・料金等の源泉徴収事務	165
I	居住者に支払う報酬・料金等に対する源泉徴収	165
II	内国法人に支払う報酬・料金等に対する源泉徴収	185
III	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	185
第6	生命保険契約等に基づく年金等の源泉徴収事務	186
I	生命保険契約・損害保険契約等に基づく年金に対する源泉徴収	186
II	懸賞金付預貯金等の懸賞金等に対する源泉徴収	187
III	定期積金の給付補填金等に対する源泉徴収	188
IV	匿名組合契約等の利益の分配に対する源泉徴収	188
V	割引債の償還差益に対する源泉徴収（発行時源泉徴収）	188
VI	割引債の償還金に係る差益金額に対する源泉徴収の特例 （償還時源泉徴収）	189
第7	利子所得の源泉徴収事務	192
I	利子所得の源泉徴収事務	192
1	源泉徴収の対象となる利子所得の範囲	192
2	利子所得に対する源泉徴収	193
3	源泉徴収義務の特例	196
4	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	196
II	利子所得等の非課税に関する制度	197
1	障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度	197
2	障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度	211
3	障害者等の少額公債の利子の非課税制度	211
4	勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度	211
5	勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度	222
6	納税準備預金の利子の非課税制度	226
7	特定寄附信託の利子所得の非課税制度	226
8	金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用制度	226
9	公共法人等及び公益信託等に係る非課税制度	227
第8	配当所得の源泉徴収事務	229
I	源泉徴収の対象となる配当所得の範囲	229
II	配当所得に対する源泉徴収	233
III	源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付	257

第9	特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等の源泉徴収事務	258
I	特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例	258
II	特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等及び源泉徴収選択口座内配当等に対する源泉徴収等の特例	263
第10	非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務	268
I	非居住者又は外国法人に対する課税制度の概要	268
II	源泉徴収の対象となる国内源泉所得と源泉徴収税額	276
III	源泉徴収制度の特例	284
IV	源泉徴収の対象となる国内源泉所得の取扱い	292
第11	源泉徴収票及び支払調書の提出	335
I	給与所得の源泉徴収票	335
II	退職所得の源泉徴収票	337
III	公的年金等の源泉徴収票	337
IV	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	338
V	配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書	339
VI	利子等の支払調書	340
VII	非居住者等の所得の支払調書	341
第12	災害被害者に対する救済	342
I	給与、公的年金等、報酬又は料金の支払を受ける人に対するもの	342
II	源泉徴収義務者に対するもの	347
第13	給与所得者の確定申告	349
I	給与所得者が確定申告を必要とする場合	349
II	退職所得がある人の場合	351
III	源泉徴収税額のある給与所得者で確定申告をすればその源泉徴収税額が還付される場合	351
<b>【参 考】</b>		
●	給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例等	353
●	郵送等による書類の提出日	360
●	給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）の記載例	362